

非居住者円当座預金規定

1 (当座預金への受入れ)

- (1) この預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当行所定の取立手数料をいただきます。

2 (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、取扱店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 取扱店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、取扱店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3 (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じてこの預金に振込みがあった場合には、当行で非居住者円当座預金元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 (第三者振込み)

- (1) 第三者が取扱店でこの預金に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じてこの預金に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

5 (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を非居住者円当座預金元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7 (預金の払戻し等)

- (1) この預金は、当行との特約のない限り、手形、小切手の振出はできません。

(2) 前項の特約にもとづき、小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、この預金から支払います。

(3) 当行との特約のない場合には、この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

また、この場合については、第8条、第9条、第12条、第15条第2項および第3項、第16条ないし第18条、第22条第3項、第23条、第24条の適用はありません。

8 (手形、小切手用紙)

(1) 当行を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。

(2) 取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。

(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

9 (支払の範囲)

(1) 呈示された手形、小切手等の金額がこの預金の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

10 (支払の選択)

同日に数件の支払いをする場合にその総額が支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

11 (手数料等の引落し)

(1) この預金の預入れ、解約または払戻しについては当行所定の取扱手数料をいただきます。

(2) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、払戻請求書によらず、この預金からその金額を引落すことができるものとします。

12 (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額をこの預金から引落します。

13 (印鑑等の届出)

(1) この預金の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取扱店に届出てください。

(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名の印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

14 (届出事項の変更)

(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失ったとき、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
- ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15 (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影（または署名）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

16 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

17 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

18 (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

19 (利息)

この預金には利息をつけません。

20 (残高の報告)

この預金の受払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

21 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

22 (解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

23 (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合にはその終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形があっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに取扱店へ返却するとともに、この預金の決済を完了してください。

24 (手形交換所規則による取扱い)

この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

25 (個人情報情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

26 (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

27 (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(注 書) 第25条は、個人情報情報センターが開設されている地域にある店舗でお取引いただいている個人の方に限り適用されます。

実施日：2020年3月16日